

令和4年12月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和4年12月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 68 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 70 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 71 号	湖西市立保育所条例を廃止する条例制定について
議案第 72 号	湖西市訪問看護ステーション条例を廃止する条例制定について
議案第 73 号	湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
議案第 74 号	湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
議案第 75 号	湖西市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
議案第 76 号	湖西市議会の個人情報の保護に関する条例制定について
議案第 77 号	湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 78 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 79 号	定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 80 号	湖西市職員の降給に関する条例制定について

議案番号	件名
議案第 81 号	湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
議案第 82 号	湖西市下水道事業審議会条例制定について
議案第 83 号	湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定について
議案第 84 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 85 号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
議案第 86 号	令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 87 号	令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 88 号	令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 89 号	令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 90 号	令和 4 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

14 番 荻野利明

16 番 中村博行

令和 4 年 11 月 30 日

湖西市議会議長 馬場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 23 日までの 24 日間とする。

令和 4 年 11 月 30 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 68 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	

63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500	393,300			
95		295,200	343,100	381,900	393,600			
96		295,600	343,500	382,300	393,800			

97		295,800	343,700	382,600	394,000				
98		296,100	344,100	383,100	394,300				
99		296,500	344,500	383,500	394,600				
100		296,900	344,800	383,900	394,800				
101		297,100	345,100	384,200	395,000				
102		297,400	345,500	384,700	395,300				
103		297,800	345,900	385,100	395,600				
104		298,100	346,300	385,500	395,800				
105		298,300	346,800	385,800	396,000				
106		298,600	347,200	386,300	396,300				
107		299,000	347,600	386,700	396,600				
108		299,300	348,000	387,100	396,800				
109		299,500	348,500	387,400	397,000				
110		299,900	348,900	387,900					
111		300,300	349,200	388,300					
112		300,600	349,500	388,700					
113		300,800	350,000	389,000					
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 69 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 215」を「100 分の 225」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 225」を「100 分の 220」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 71 号

湖西市立保育所条例を廃止する条例制定について

湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立保育所条例を廃止する条例

湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第 72 号

湖西市訪問看護ステーション条例を廃止する条例制定について

湖西市訪問看護ステーション条例（平成 22 年湖西市条例第 25 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市訪問看護ステーション条例を廃止する条例

湖西市訪問看護ステーション条例（平成 22 年湖西市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 6 条中「、特殊勤務手当（年末年始勤務手当及び待機手当に限る。）」を削る。

第 9 条の見出し中「特殊勤務」を「時間外勤務」に改め、同条中「特殊勤務手当（年末年始勤務手当及び待機手当に限る。）」、」を削る。

別表を次のように改める。

給与条例第 3 条第 1 項に規定する行政職給料表(1)	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	高度な知識又は経験を要する業務を行う職務

(湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号を削る。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

別表中「（第 13 条関係）」を「（第 12 条関係）」に改め、訪問看護ステーションに勤務する職員の特殊勤務手当の部を削る。

議案第 73 号

湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 5 条第 2 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第 3 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、湖西市情報公開条例（平成 12 年湖

西市条例第 37 号) 第 5 条第 6 号及び第 7 号に掲げる情報とする。

(開示請求の手續)

第 4 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第 5 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合においては、複製したもの又は出力したものの交付をいう。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手續)

第 6 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手續)

第 7 条 利用停止請求書には、法第 99 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(湖西市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 8 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年湖西市条例第 号）第 1 条に規定する湖西市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 12 条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湖西市個人情報保護条例の廃止)

第2条 湖西市個人情報保護条例（平成17年湖西市条例第7号）は、廃止する。

(湖西市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の湖西市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行日前に旧条例第18条、第31条第1項若しくは第2項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る費用を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 74 号

湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第 1 条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、湖西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 湖西市情報公開条例（平成 12 年湖西市条例第 37 号。以下「情報公開条例」という。）第 18 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）及び湖西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年湖西市条例第 号）第 45 条第 1 項及び第 50 条の規定により審査会に諮問をした議会をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第 10 条第 1 項に規定する開示決定等（次条第 2 号において「開示決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第 2 条第 2 号に

規定する公文書をいう。)をいう。

- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項若しくは第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等(次条第 3 号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)又は湖西市議会の個人情報の保護に関する条例第 24 条各項の決定、同条例第 34 条各項の決定若しくは同条例第 41 条各項の決定(次条第 5 号において「開示決定等」という。)に係る同条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事項)

第 3 条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開制度の適正な運営に関する重要事項の調査及び審議
- (2) 情報公開条例第 18 条第 1 項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は同項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (3) 個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第 76 条第 2 項、第 90 条第 2 項若しくは第 98 条第 2 項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年湖西市条例第 号)第 8 条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 湖西市議会の個人情報の保護に関する条例第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は同条例第 18 条第 2 項、同条例第 31 条第 2 項若しくは同条例第 38 条第 2 項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (6) 湖西市議会の個人情報の保護に関する条例第 50 条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員

に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第7条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第 11 条 審査会は、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項に規定する閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第 12 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 13 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 15 条 第 5 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例の廃止)

第2条 湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成17年湖西市条例第8号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された湖西市情報公開・個人情報保護委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧委員会の委員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 施行日前に湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の湖西市個人情報保護条例（平成17年湖西市条例第7号）第44条の規定により諮問された旧委員会による調査審議については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

4 第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

議案第 75 号

湖西市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

湖西市情報公開条例（平成 12 年湖西市条例第 37 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市情報公開条例の一部を改正する条例

湖西市情報公開条例（平成 12 年湖西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条本文及びただし書を次のように改める。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

第 5 条第 1 号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 号中「開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第5条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第5条第4号中「市の内部又は市と国」を「市の機関、国の機関」に、「、地方独立行政法人若しくはその他の公共団体（以下「国等」という。）との間」を「及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に改め、同条第5号中「市又は国等が行う」を「市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う」に改め、同号オ中「又は国等」を削り、「企業に」を「企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に」に改め、同号オを同号キとし、同号中エをカとし、ウをオとし、同号イ中「国等」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号イを同号エとし、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第13条第1項中「国等及び」を「国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」に改める。

第18条の見出し中「委員会」を「審査会」に改め、同条第1項中「湖西市情報公

開・個人情報保護委員会」を「湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年湖西市条例第 号）第 1 条に規定する湖西市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

湖西市議会の個人情報保護に関する条例制定
について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市議会議長 馬 場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 神 谷 里 枝

(別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会の個人情報保護に関する条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 個人情報等の取扱い (第 4 条—第 16 条)
- 第 3 章 個人情報ファイル (第 17 条)
- 第 4 章 開示、訂正及び利用停止
 - 第 1 節 開示 (第 18 条—第 30 条)
 - 第 2 節 訂正 (第 31 条—第 37 条)
 - 第 3 節 利用停止 (第 38 条—第 43 条)
 - 第 4 節 審査請求 (第 44 条—第 46 条)
- 第 5 章 雑則 (第 47 条—第 52 条)
- 第 6 章 罰則 (第 53 条—第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、湖西市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人

を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、湖西市情報公開条例（平成12年湖西市条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識

別される特定の個人をいう。

- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平

成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報
報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) 別
表第 1 に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法
(平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を
いう。

(議会の責務)

第 3 条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう
必要な措置を講ずるものとする。

第 2 章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第 4 条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令 (条例を含む。
第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 章において同じ。) の規定に
よりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、そ
の利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的 (以下「利用目的」と
いう。) の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連
性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 5 条 議会は、本人から直接書面 (電磁的記録を含む。) に記録された
当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらか
じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身
体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、
地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行
に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあ
る方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなら

ない。

(正確性の確保)

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 53 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが多いものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利

用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
 - 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
 - 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

第 12 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 12 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 38 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を

識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第 31 条第 1 項ただし書又は第 38 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、

給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第 48 条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第 20 条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第 5 条第 6 号及び第 7 号に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個

人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在してい

るか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 28 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する

定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第30条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、湖西市手数料徴収条例（昭和42年湖西市条例第22号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 第28条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合においては、複製したもの又は出力したものの交付をいう。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。
 - 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の

規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この

章及び第 48 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停

止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、湖西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年湖西市条例第 号）第1条に規定する湖西市情報公開・個人情報保護審査会（第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮
問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参
加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請
求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出
した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をす
る場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁
決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を
開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人
情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する
情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

（適用除外）

第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されてい
るものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもの
で、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定
の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4
節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものと
みなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条にお
いて「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的
確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開
示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものと
する。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第 6 章 罰則

第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 前 3 条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に議

長に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第4条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、施行日において第12条第2項第1号の同意があったものとみなす。

議案第 77 号

湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例

湖西市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その他」を「その他」に、「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期間」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「続いて」を「続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」

に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 湖西市職員の給与に関する条例(昭和34年湖西市条例第14号)第8条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年湖西市条例第24号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (3) 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年湖西市条例第20号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)の職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用（医療業務に従事する医師に同条の規定を適用する場合を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医療業務に従事する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）に

あつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の規定は公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第 2 条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の湖西市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年湖西市条例第 11 号。以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の湖西市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定

する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第 4 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 8 条において同じ。）に達している者（新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条及び第 4 条の規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前

日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第 8 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は年齢 60 年とする。

議案第 78 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 24 条第 5 項」を「。以下「法」という。）第 24 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

給料表は、行政職給料表(1)（別表第 1）とし、その適用範囲は、当該給料表のとおりとする。

第 3 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 任命権者は、職員の職を第 1 項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付し、その給料表により職員に給料を支給しなければならない。

第 4 条第 1 項中「なつた」を「なった」に改め、同条第 3 項中「移つた」を「移った」に改め、同条第 4 項中「その者」を「当該職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 4 条第 5 項中「同項」を「同項前段」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第 6 項中「あつて」を「あつて」に、「を超える職員」を「に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超える職員（60 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員を除く。）」に改め、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「昇給」を「職員の昇給」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 第 5 項の規定にかかわらず、60 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員（医療業務に従事する医師を除く。）の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市長が定めるものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 11 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 中「なつた」を「なった」に、「もつて」を「もって」に改める。

第 4 条の 4 中「勤務しなかつた」を「勤務しなかった」に、「至つた」を「至った」に改める。

第 6 条第 1 項中「なつた」を「なった」に改め、同条第 4 項中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第 9 条第 3 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第 10 条第 1 項中「なつた」を「なった」に改め、同項各号中「至つた」を「至つた」に改め、同条第 2 項中「なつた」を「なった」に、「至つた」を「至つた」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第 3 項第 2 号中「至つた」を「至つた」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「なつた」を「なった」に改め、同項第 5 号中「なかつた」を「なかつた」に、「なつた」を「なった」に改める。

第 10 条の 2 第 3 項中「なつた」を「なった」に改め、同条第 4 項中「あつた」を「あつた」に、「なつた」を「なった」に改める。

第 10 条の 3 第 1 項中「支払つて」を「支払つて」に改め、同条第 2 項中「あつて」を「あつて」に改め、同項第 1 号中「支払つて」を「支払つて」に改める。

第 11 条第 1 項ただし書中「わたつて」を「わたつて」に改め、同項第 1 号中「、その」を「その」に改め、「料金) 以下」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、「あつて交通機関等」を「あつて、交通機関等」に改め、同項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、「あつて自動車等」を「あつて、自動車等」に改め、同項第 3 号中「あつて」を「あつて」に、「利用しない」を「使用しない」に改め、同条第 2 項中「応じて当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第 1 号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「その者」を「当該職員」に、「1 か月当たりの運賃等相当額」を「1 か月当たりの運賃等の相当額」に、「時」を「とき」に改め、同項第 2 号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第 3 号中「1 か月当たりの運賃等相当額」を「1 か月当たりの運賃等の相当額」に、「その者」を「当該職員」に、「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、同条第 3 項中「なつた」を「なった」に改め、「いう。以下」の次に「この項において」を加え、同条第 4 項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第 6 項中「越えない」を「超えない」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 12 条第 1 項中「至つた」を「至った」に改め、同項第 2 号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第 2 項中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同条第 3 項中「至つた」を「至った」に、「もつて終る」を「もつて終わる」に改め、同条第 4 項中「至つた」を「至った」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第 2 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思はれるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「あつて」を「あつて」に改める。

第 15 条第 1 項中「、勤務時間」を「、勤務」に、「第 22 条」を「、第 22 条」に、「にある場合はその」を「である場合には、その」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務の時間」を「勤務時間」に、「勤務をした日」を「勤務した日」に改め、同条第 4 項中「あつて」を「あつて」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第 5 項中「勤務しなかつた」を「勤務しなかった」に、「あつて」を「あつて」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第 16 条並びに第 19 条の 2 第 2 項及び第 3 項第 1 号中「あつて」を「あつて」に改める。

第 20 条第 2 項中「、100 分の 120」を「100 分の 120」に、「基準日」を「、基準日」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第 5 項中「各給料表の」を「行政職給料表(1)及び同表以外の各給料表の」に、「給料の月額 (」を「、給料の月額 (」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第 20 条の 2 中「あつて」を「あつて」に改める。

第 20 条の 3 第 1 項第 2 号中「至つた」を「至った」に、「あつて」を「あつて」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第 3 項中「至つた」を「至った」に改め、同項第 1 号中「なつた」を「なつた」に、「処せられなかつた」を「処せられなかつた」に改め、同項第 2 号中「なつた」を「なつた」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第 4 項中「なくなつた」を「なくなつた」に改める。

第 21 条第 1 項中「その者」を「当該職員」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第 2 項中「従つて」を「従つて」に、「その者」を「、その者」に改め、同項第 1 号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「それぞれの」を「それぞれその」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第 4 項中「第 20 条第 6 項」を「第 20 条第 5 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 21 条の 3 の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 22 条中「規則で定める時間を減じたもので除した」を「7 時間 45 分に当該年度における勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の合計日数を乗じて得た」に改める。

附則第 3 項各号列記以外の部分中「あつて」を「あつて」に、「当たつて」を「当たつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第 1 号から第 4 号までの規定中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第 4 項中「なつた」を「なつた」に改める。

附則第 5 項及び第 6 項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第 7 項、第 8 項、第 12 項、第 14 項、第 17 項、第 18 項、第 22 項及び第 24 項中「あつた」を「あつた」に改める。

附則に次の見出し及び 7 項を加える。

（60 歳に達した職員の給料の減額措置）

27 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 29 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 項から第 7 項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 令和 5 年旧地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
- (3) 法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

29 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 31 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 27 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 27 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 27 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 29 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第 29 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 27 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第 27 項の規定の適用を受ける職員に対する法第 27 条第 2 項及び第 49 条第 1 項の規定の適用については、法第 27 条第 2 項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは湖西市職員の給与に関する条例附則第 27 項」と、法第 49 条第 1 項中「伴い降給」とあるのは「伴い降給をする場合及び湖西市職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定による降給」とする。

別表第 2 を削る。

別表第 3 医療職給料表(3)の表を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の湖西市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）

附則第 27 項から第 34 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 3 条 改正法附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される湖西市職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げ

る基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年湖西市条例第5号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される湖西市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第1項から第10項まで、第9条、第10条及び第10条3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 79 号

定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例

(湖西市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 1 条 湖西市職員の再任用に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 11 号）は廃止する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 30 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

第 3 条中「給料」を「、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、「報酬」の次に「の額（湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）第 8 条第 1 項の基本報酬の額に限る。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当

の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第 5 条の見出しを「（委任）」に改める。

（湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項並びに第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 4 条 湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 9 条に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 16 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 17 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 5 条 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正）

第 6 条 湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）湖西市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第 16 条第 2 項中「がその」を「が高年齢であること又は当該職員の」に、「養育するため」を「養育することを理由として」に、「当り」を「当たり」に改める。

第 22 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

（湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 8 条 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「がその」を「が高年齢であること又は当該職員の」に、「養育するため」を「養育することを理由として」に改める。

第 26 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和 年湖西市条例第 号。以下この項において「新条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
（湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）附則第 27 項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、湖西市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 7 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。
（湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第 6 条の規定による改正後の湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第

2 条第 2 項第 1 号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員については、第 7 条の規定による改正後の湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 7 条の 2 の規定及び第 8 条の規定による改正後の湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条の規定は、適用しない。

湖西市職員の降給に関する条例制定について

湖西市職員の降給に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の降給に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員（湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の行政職給料表（1）（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格をすることをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第 3 条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号

のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員の降格をするものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれの職員の降格をするかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価の実施権者による確認が行われた評価結果が、全ての評価項目において最下位の段階である場合（次条において「人事評価の全評価項目が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の全評価項目が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員の降号をするものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員の降給をする場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 湖西市職員の給与に関する条例附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに湖西市職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、湖西市職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議案第 81 号

湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、60 歳とし、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の日から承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）第 14 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 82 号

湖西市下水道事業審議会条例制定について

湖西市下水道事業審議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市下水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖西市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 下水道事業の運営に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が下水道事業に関し、諮問が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様

とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとし、年長の委員が議長の職務を行う。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定について

湖西市表彰条例（昭和 48 年湖西市条例第 31 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市表彰条例の一部を改正する条例

湖西市表彰条例（昭和 48 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「わたつて」を「わたって」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第 2 条第 1 項中「本市の市民及び団体で」を削り、「1 に該当するもの」を「いずれかに該当する者」に改め、同項第 1 号から第 7 号までの規定中「もの」を「者」に改め、同項第 8 号中「あつたもの」を「あつた者」に改め、同項第 9 号中「寄付したものを」を「寄附した者」に改め、同項第 11 号を次のように改める。

(11) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値するものと市長が認める者

第 2 条第 3 項を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に、「基づき」を「より」に、「ものの事績」を「者」に、「湖西市公報」を「湖西市広報」に、「もつて」を「もって実績を」に改め、「公表する」の次に「とともに、湖西市表彰者名簿に登録し、及び市において行う儀式又は公会において優遇する」を加え、同条第 2 項を削る。

第 6 条中「すでに」を「既に」に、「もの」を「者」に、「あつて」を「あつて」に、「さらに」を「更に」に改める。

第 7 条第 2 項を削る。

第 8 条中「供奠等」を「供典等」に改める。

第 9 条第 1 項中「禁こ」を「禁錮」に、「その」を「表彰を受ける」に改め、同条第 2 項中「その」を「当該者に対する」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第 10 条中「1 に」を「いずれかに」に、「第 4 条第 2 項の」を「第 4 条に規定する」に改める。

第 11 条中「もの」を「者」に改める。

第 12 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 所得に関する証明の項中「350 円」の次に「（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。））を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は、1 年度につき 150 円）」を加え、同表市県民税の課税に関する証明の項中「350 円」の次に「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 年度につき 150 円）」を加え、同表印鑑登録証明書の項中「350 円」の次に「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 枚につき 150 円）」を加え、同表住民票、戸籍の附票、除票の写しの項中「350 円」の次に「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 150 円）」を加え、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部

若しくは一部の証明の項中「450 円」の次に「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 年度につき 250 円）」を加える。

第 2 条 湖西市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 所得に関する証明の項、市県民税の課税に関する証明の項、印鑑登録証明書の項及び住民票、戸籍の附票、除票の写しの項中「150 円」を「250 円」に改め、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明の項中「250 円」を「350 円」に改める。

第 3 条 湖西市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 所得に関する証明の項中「（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は、1 年度につき 250 円）」を削り、同表市県民税の課税に関する証明の項中「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 年度につき 250 円）」を削り、同表印鑑登録証明書の項中「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 枚につき 250 円）」を削り、同表住民票、戸籍の附票、除票の写しの項中「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 通につき 250 円）」を削り、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明の項中「（個人番号カードを利用して、端末機から交付を受ける場合は、1 年度につき 350 円）」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 令和 5 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

議案第 85 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日をもって静岡県市町総合事務組合から太田川原野谷川治水水防組合が脱退するとともに、静岡県市町総合事務規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、太田川原野谷川治水水防組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 584,419 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,609,125 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,410,414	60,889	5,471,303
	1 国庫負担金	2,518,246	28,600	2,546,846
	2 国庫補助金	2,857,342	32,289	2,889,631
16	県支出金	1,485,863	14,525	1,500,388
	1 県負担金	915,485	14,300	929,785
	2 県補助金	458,612	225	458,837
18	寄附金	321,570	1,000	322,570
	1 寄附金	321,570	1,000	322,570
19	繰入金	1,609,848	260,800	1,870,648
	1 基金繰入金	1,563,523	260,800	1,824,323
20	繰越金	500,000	163,169	663,169
	1 繰越金	500,000	163,169	663,169
21	諸収入	559,577	11,736	571,313
	6 雑入	244,263	11,736	255,999
22	市債	2,365,300	72,300	2,437,600
	1 市債	2,365,300	72,300	2,437,600
	歳 入 合 計	26,024,706	584,419	26,609,125

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	181,157	1,020	182,177
	1 議会費	181,157	1,020	182,177
2	総務費	2,580,362	161,779	2,742,141
	1 総務管理費	2,046,383	156,470	2,202,853
	2 徴税費	332,327	1,723	334,050
	3 戸籍住民基本台帳費	124,830	3,108	127,938
	4 選挙費	44,137	301	44,438
	5 統計調査費	8,851	221	9,072
	6 監査委員費	23,834	△44	23,790
3	民生費	7,865,346	141,647	8,006,993
	1 社会福祉費	3,755,322	82,908	3,838,230
	2 児童福祉費	3,652,959	49,636	3,702,595
	3 生活保護費	456,725	9,103	465,828
4	衛生費	6,876,069	54,457	6,930,526
	1 保健衛生費	1,354,396	35,499	1,389,895
	2 清掃費	4,533,904	18,878	4,552,782
	3 環境対策費	49,491	80	49,571
6	農林水産業費	291,527	7,818	299,345
	1 農業費	240,198	7,818	248,016
7	商工費	848,658	13,162	861,820
	1 商工費	848,658	13,162	861,820
8	土木費	2,349,703	104,909	2,454,612
	1 土木管理費	189,078	1,751	190,829
	2 道路橋梁費	642,101	98,691	740,792
	4 都市計画費	1,230,062	3,435	1,233,497
	5 住宅費	193,220	984	194,204

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 港湾費	千円 66,088	千円 48	千円 66,136
9	消防費	1,250,842	38,504	1,289,346
	1 消防費	1,250,842	38,504	1,289,346
10	教育費	1,899,961	61,123	1,961,084
	1 教育総務費	567,384	10,387	577,771
	2 小学校費	241,558	20,998	262,556
	3 中学校費	269,786	16,071	285,857
	4 幼稚園費	204,819	2,312	207,131
	6 社会教育費	290,776	10,829	301,605
	7 保健体育費	325,638	526	326,164
	歳 出 合 計	26,024,706	584,419	26,609,125

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者健診受診券作成等準備業務	令和4年度～令和5年度	676
がん検診受診券作成等準備業務	令和4年度～令和5年度	2,517
余熱利用設備改良工事及び工事監理業務	令和4年度～令和5年度	271,410
新居斎場空調等改修業務	令和5年度	36,600
畜産臭気対策技術開発業務	令和5年度	1,850

第3表 地方債補正

(1) 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
斎場整備事業	18,300	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(2) 変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
道路整備 事業	261,700	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	315,700	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。

第4表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新居地域センター改修事業	25,135
8 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	1,991
	2 道路橋梁費	横須賀橋郷北線(鷺津踏切) 道路改良事業	11,800
		(都)大倉戸茶屋松線整備事業	90,000

議案第 87 号

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正
予算 (第 2 号)

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和4年度～令和5年度	6,707

令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,239,279 千円	30,717 千円	1,269,996 千円
第 1 項 営業費用	1,090,647 千円	30,717 千円	1,121,364 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,496 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,629 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 173,769 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 173,902 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,420,717 千円	133 千円	1,420,850 千円
第 1 項 建設改良費	707,841 千円	133 千円	707,974 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	82,832 千円	850 千円	83,682 千円

令和4年11月30日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 89 号

令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,090,334 千円	11,692 千円	1,102,026 千円
第 1 項 営業費用	1,080,769 千円	8,490 千円	1,089,259 千円
第 3 項 特別損失	1,030 千円	3,202 千円	4,232 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 611,537 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 612,319 千円」に、「建設改良積立金 251,639 千円」を「建設改良積立金 252,421 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	859,587 千円	782 千円	860,369 千円
第 1 項 建設改良費	793,279 千円	782 千円	794,061 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	100,560 千円	1,829 千円	102,389 千円

令和4年11月30日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 90 号

令和 4 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,510,851 千円	11,626 千円	3,522,477 千円
第 1 項 医業費用	3,417,527 千円	11,551 千円	3,429,078 千円
第 2 項 医業外費用	90,818 千円	75 千円	90,893 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,916,400 千円	11,626 千円	1,928,026 千円

令和 4 年 11 月 30 日提出

湖西市長 影 山 剛 士